



【障害者雇用について】

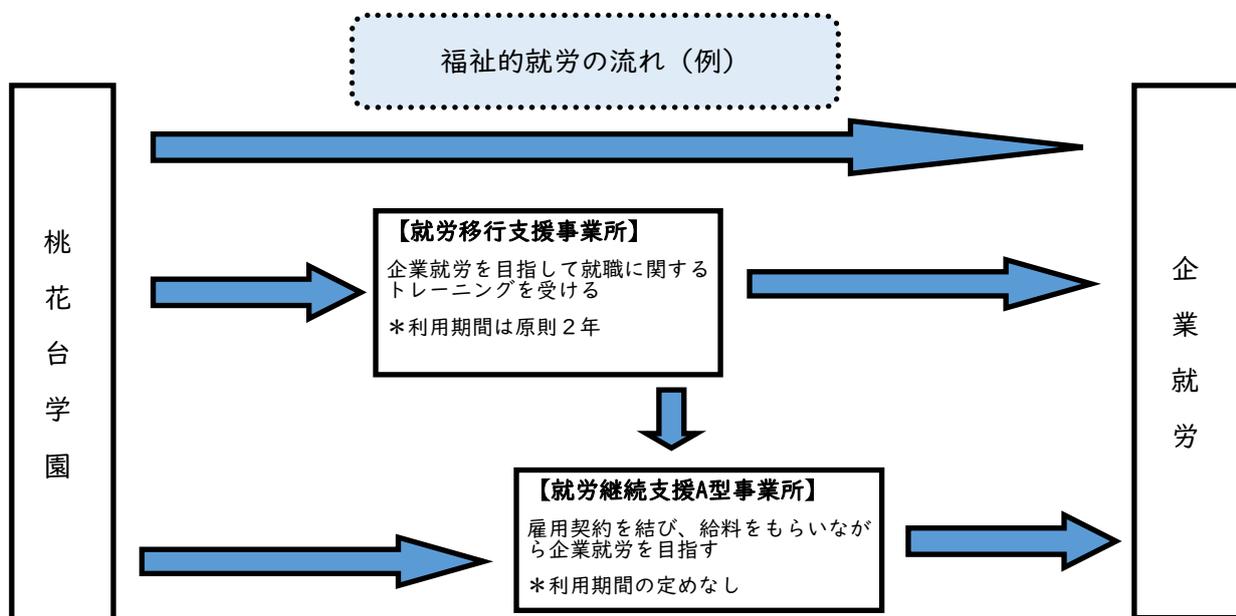
本校は山梨県内唯一の高等部のみの特設支援学校です。進路指導においては「※¹障害者雇用促進法」に基づく「障害者雇用枠」での企業就労を目標としています。本校から就労先として提案できる企業は、「障害者雇用」としての採用を考えている企業のみとなります。新聞広告のチラシ等でご覧になれる求人とは採用の枠が異なりますので、ご注意ください。生徒の人物像や就労能力等を「現場実習」をとおして、総合的に判断していただき、勤務形態等について、生徒と企業が合意のうえで進めていくこととなります。なお、企業等へ就労するためには、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳のいずれかを取得する必要があります。

※¹「障害者雇用促進法」…障害者の雇用の促進や、職業の安定を図ることを目的として、厚生労働省で定められている法律です。令和元年度にその一部が改正され、現在従業員が43.5人以上いる民間企業で義務付けられている雇用率は「2.3%」となっています。雇用率は今後も、段階的に引き上げられることになっています。

○厚生労働省のHPからも詳細が確認できます。

【福祉的就労について】

『卒業してすぐに企業で働くなんで自信がない』『企業就労できなかつたらどうしよう』と心配している方はいませんか？卒業後の道は、障害者雇用での企業就労だけではありません。福祉サービスを受けながら働く『福祉的就労』という選択肢もあります。『福祉的就労』では、一人一人の状況に合わせて、支援サービスを受けながら企業就労を目指せるよう段階を踏んで作業を行うことができます。本校においても、『就労移行支援』や『就労継続支援A型』の事業所に通所しながら働くための力をつけて、企業就労を目指している、また企業就労に結び付いた卒業生がいます。



『支援を受けながら自分のペースで働きたい』『もう少し力をつけてから企業就労に挑戦したい』という方は、福祉的就労を検討しても良いかもしれません。自分に合った進路を見つけていくことが大事ですね。

